

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年１０月１９日 山形地方法務局村山出張所 登記官 渋谷正博

記

１ 手続番号 第３９０９－２０２６－０００７号

２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項

東根市大字沼沢字足水１１４５番３

１ 手続番号 第３９０９－２０２６－００１２号

２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項

東根市大字沼沢字足水１１５１番５